

令和2年第9回平取町議会臨時会（開会 午前9時30分）

議長

皆さんおはようございます。ただいまより、令和2年第9回平取町議会臨時会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は11名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって9番鈴木議員と11番松澤議員を指名いたします。日程第2、会期の決定を議題とします。このことについては本日、議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。6番櫻井議員。

6番
櫻井議員

6番櫻井です。本日召集されました令和2年第9回平取町議会臨時会の議会運営につきましては本日開催いたしました議会運営委員会において協議をし、会期につきましては本日1日間とすることで意見の一致を見ておりますので議長よりお諮り願います。

議長

お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり会期は本日1日間とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って会期は本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より令和2年8月分、9月分の出納検査結果報告があり、その写しをお手元に配布しましたのでご了承願います。以上で諸般の報告を終了いたします。

日程第4、議案第1号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第1号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げますので議案書1ページをお開き下さい。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について地方自治法第96条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。次のページをご覧ください。職員の給与に関する条例の一部を次のとおり改正するものです。条文の説明の前にこの度の人事院勧告に伴う職員の給与改定に関する概要についてご説明致しますので、事前に配布しております説明資料をご覧ください。前段、この表の見方についてご説明致します。この表の左側が令和2年度における人事院勧告の内容でありまして、右側が町の措置方針となっております。それでは左側の人事院勧告の内容からご説明致します。令和2年度の人事院勧告は令和2年10月7日に人事院が勧告をし、民間給与との差額については月例給ではマイナス164円、率にしてマイナス0.04%となり、民間給与との格差が極めて小さ

く給料表の適切な改定が困難であることから月例給の改定は行わないもの
あります。また、ボーナスについては民間が4.46カ月に対して公務員は
4.5カ月となり民間との支給割合に0.04カ月の格差が生じていること
から、民間の支給割合との均衡を図るため現行の4.5カ月を4.45カ月に
改正し、年間0.05カ月分引き下げるものであります。これによりまして令
和2年度においては、12月期の期末手当支給割合を1.3カ月から1.25
カ月に引き下げて支給することとし、令和3年度以降についても表に記載の
とおり、それぞれ支給割合を改定するものであります。なお、再任用職員につ
いてはこの度の人事院勧告の対象外となっているため、その期末手当の支給
割合は据え置かれるものであります。次に町の措置方針としては、町は従来
から国家公務員給与に関する人事院勧告の内容を尊重してきた経緯があるこ
とから本年度についても同様に措置する方針であります。続きまして議案書
3ページをお開き下さい。職員の給与に関する条例の新旧対照表の上段は只
今ご説明したとおり、この表は令和2年度における期末手当の支給割合をこ
れまで「100分の130」としておりましたが、これを「100分の125」にそれぞれ改正するものであります。また、下段については令和3年度に
おける期末手当の支給割合を規定したものであり、その支給割合「100分
の125」を「100分の127.5」にそれぞれ改正するものであります。
次にこの条例の施行期日ですが、この度の人事院勧告に伴う「一般職の職員
の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」については11月6日に国
会に提出されましたが、現在のところ可決されていないことから本条例の施行
期日については、公布の日からとし、令和3年度から適用される規定につき
ましては令和3年4月1日からそれぞれ施行するものであります。以上、議
案第1号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し
上げましたのでご審議の程宜しくお願い致します。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり
決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第4、議案第1号職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第5、議案第2号平取町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第2号平取町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご

説明申し上げますので議案書4ページをお開き下さい。平取町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について地方自治法第96条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。5ページをお開き下さい。平取町長等の給与に関する条例の一部を次のとおり改正するものです。今回の改正理由につきましては新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い地域経済が低迷していることや先程ご説明したとおり人事院勧告により一般職の期末手当が年間0.05カ月分引き下げられたことなどから、特別職においても一般職に準じて期末手当を0.05カ月分引き下げるものであります。続きまして今回の改正内容についてご説明致しますので議案書6ページの新旧対照表をご覧ください。平取町長等の給与に関する条例の新旧対照表ですが今回、特別職における12月の期末手当支給割合「100分の195」を「100分の190」に改正し、一般職同様、年間0.05カ月分引き下げるものであります。なお、附則と致しましてこの条例は公布の日から施行するものであります。以上、議案第2号平取町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げましたのでご審議の程、宜しくお願い致します。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第5、議案第2号平取町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第6、議案第3号平取町営牧野管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。産業課長。

産業課長

それでは議案第3号平取町営牧野管理条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案第7ページをお開き願います。本条例の一部改正につきましては、第5次行財政改革推進計画に基づき平取町営牧野管理条例施行規則の一部を改正し、令和2年4月1日から平取町営牧野使用料を改定したところ、改定した使用料の一部が本条例第7条に定めています使用料の範囲額を上回るため条例の一部を改正しようとするものであります。それでは改正内容をご説明いたしますので9ページの新旧対照表をご覧ください。右側が現行、左側が改正案であります。今回、下線の箇所を改正するものであります。第7条第1項第2号の条文にあります肥育預託料1頭、1日につき900円以内を1300円以内と改めます。平取町営牧野管理条例の一部を改正する条例で附則としましてこの条例は公布の日から施行し、令和2年4月1

日から適用することとしております。以上、ご説明申し上げましたのでご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第6、議案第3号平取町営牧野管理条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第7、議案第4号工事請負契約の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

議案書10ページをご覧ください。議案第4号、工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。令和2年第2回平取町議会定例会において議決を得た議案第28号奥地林道スタップ線災害復旧工事、4、5、6、7、8号箇所工事請負契約の締結についての一部を次のように変更したため町議会の議決を得るものでございます。請負金額1億5730万円を1172万6千円増額し、1億6902万6千円に変更するものでございます。本箇所につきましては平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震により被災した法面崩壊箇所の災害復旧工事で、平成30年10月に災害査定を受け令和2年4月より復旧工事に着手しておりました。工事を進めるにあたり当初の調査時点より法面の侵食が進行していることが判明し、その対策として不安定土砂を排除し、法面の安定勾配を確保する必要が生じたため設計変更するものでございます。設計変更の主な要因は切土工、法面保護工、仮設工、伐根処理費等が増額になったことによるものでございます。以上、工事請負契約の変更についてご説明申し上げましたのでご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第7、議案第4号工事請負契約の変更については原案のとおり可決しました。

日程第 8、議案第 5 号工事請負契約の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

議案書 11 ページになります。議案第 5 号工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。令和 2 年第 2 回平取町議会定例会において議決を得た議案第 29 号奥地林道ヌタップ線災害復旧工事、9、10 号箇所の工事請負契約の締結についての一部を次のように変更したいため議会の議決を得ようとするものでございます。請負金額 1 億 4 7 4 0 万円を 1 4 9 8 万 9 7 0 0 円増額し、1 億 6 2 3 8 万 9 7 0 0 円に変更するものでございます。本箇所につきましても平成 30 年 9 月に発生した北海道胆振東部地震により被災した法面崩壊箇所の災害復旧工事であります。平成 30 年 12 月に災害査定を受け令和 2 年 4 月より復旧工事に着手しておりましたが、工事を進めるにあたり当初の調査時点より法面が増破していることが判明したため、設計数量等を精査し設計変更するものでございます。変更の主な要因は切土工、舗装工、法面保護工、架設工、伐根処理費等が増額になったことによるものでございます。以上、工事請負契約の変更についてご説明申し上げましたのでご審議のほどよろしくお願ひします。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。

議長

質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第 8、議案第 5 号工事請負契約の変更については原案のとおり可決しました。

日程第 9、議案第 6 号町道の認定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

議案書 12 ページになります。議案第 6 号町道の認定についてご説明申し上げます。今回、町道に認定しようとする路線につきましては路線番号 369 番豊糠ダム線であります。以後、見取図でご説明申し上げますので次の 13 ページをご覧ください。場所につきましては見取図左側に記載のある旧道道宿主別振内停車場線を芽生側から豊糠方面に向かっていった場合、旧豊糠橋を渡り 500 メートルほど過ぎた地点から新道道の宿主別振内停車場線に合流する延長 558.5 メートルの路線になります。規定につきましては豊糠 5 番地 5、終点は 17 番地 5、総延長は 558.5 メートル、実延長は 55

3. 5メートル、重複延長5メートル、敷地幅員4. 5メートルであります。この路線につきましては平取ダムが令和3年に完成するのに伴い、旧道道宿主別振内停車場線の一部がダムの事業用地にかかることから、国、北海道、平取町の三者で協議しそれぞれが所管する部分について整理するものであり、この箇所は北海道から平取町へ移管され、新たに町道に認定するものでございます。以上、説明申し上げましたのでご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はございますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第9、議案第6号町道の認定については原案のとおり可決しました。

日程第10、議案第7号町道の変更認定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

議案書14ページになります。議案第7号町道の変更認定についてご説明申し上げます。今回、変更認定しようとする路線につきましては路線番号83番本町公民館線、路線番号356番豊糠岩内線、路線番号360番豊糠学校線の3路線であります。見取図でご説明申し上げますので15ページをご覧ください。まず本町公民館線でございますけれども、場所につきましては道道平取門別線から分岐し、体育館、中央公民館を經由し本町公園線に至る路線になります。この路線は全延長352メートルのうち233. 5メートルを廃道とし変更認定するものであります。起点につきましては本町70番地2に変更ございませんけれども終点を88番地1に変更し、総延長は118. 5メートル、実延長113. 5メートル、重複延長5メートル、敷地幅員8. 5メートルに変更になります。一部廃道の理由といたしましては現在、建設中のバイオマスセンターで発電した電力を公民館と病院に供給することから、北海道電力との協議において現在、二施設がそれぞれ個別に電力を引込み別契約となっているものを1契約に集約しなければならないとの結論に至りました。そのためには公民館と病院を同一敷地内にある建物としなければならないため、両建物間の間にある町道を一部廃道するものでございます。次、16ページをご覧ください。豊糠岩内線につきましては旧道道宿主別振内停車場線の旧豊糠橋の手前から分岐し、額平川沿いに上流に向かい町道豊糠糠平線に至る路線になります。この路線は全延長8102. 2メートルのうち、平取ダムの事業用地に係る3720メートルを廃道とし変更認定するものでござい

ます。起点につきましては見取図の中ほどの豊糠60番地11、終点は変更なしの豊糠国有林67林班、総延長及び実延長は4382.2メートル、敷地幅員3.5メートルから8.5メートルに変更になります。次に豊糠学校線につきましては町道豊糠糠平線から分岐し額平川に至る路線になります。この路線は全延長545.2メートルのうち平取ダムの事業用地に係る100メートルを廃道とし変更認定するものであります。起点につきましては豊糠43番地6に変更ございません。終点を45番地5に変更し、総延長は445.2メートル、実延長442.2メートル、重複延長3メートル、敷地幅員5メートルに変更になります。以上、町道の認定変更についてご説明申し上げましたのでご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第10、議案第7号町道の変更認定については原案のとおり可決しました。

日程第11、報告第1号専決処分報告についてを議題とします。専決処分内容について説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

議案書24ページをご覧ください。報告第1号簡易水道特別会計の専決処分についてご説明申し上げます。この報告は令和元年度平取町簡易水道事業に係る消費税及び地方消費税の確定申告を行った結果、納付額が当初予算を上回り予算に不足が生じたのと納付期限が9月末日であることから地方自治法第179条第1項の規定により専決処分による予算を補正し、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めらるものでございます。補正の内容といたしましては歳出額が確定し、執行残が発生した部分を減額補正し予算が不足になる公課費を増額補正するものでございます。なお不足が生じた主な理由としましては会計年度が4月1日から翌年の3月31日になるため、歳入歳出が確定し最終的に決算が出るのが6月になることから、予算につきましては12月段階での見込みで積算するため差が生じたものでございます。令和2年度平取町簡易水道特別会計予算第2号につきましては、具体的に説明いたしますので26ページをご覧ください。第1条歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は第1表歳出予算補正によることとしております。歳出の予算事項別明細についてご説明申し上げますので29ページをご覧ください。2、歳出につきましては1款1項1目

一般管理費におきまして223万8千円の増額であります。内訳は12節委託料において平取町簡易水道施設台帳作成委託業務を執行残6万8千円を減額し、26節公課費において消費税納付額230万6千円を増額するものであります。2款1項1目維持管理費12節委託料において水質検査委託料の執行残55万8千円を減額するものであります。30ページをご覧ください。

3、歳出2款1項2目建設改良費におきまして168万円の減額であります。内訳は12節委託料において貫気別地区配水管整備工事実施設計委託料及び機械電気計装設備更新工事実施設計委託料の2件合わせた執行残62万円を減額し、14節工事請負費において量水器取換工事、機械電気計装設備更新工事の2件合わせた執行残67万9千円の減額、17節備品購入費で量水器購入費の執行残38万1千円を減額、合計で168万円の減額であります。次に27ページの第1表をご覧ください。1款1目総務管理費を223万8千円増額、2款1項事業費を223万8千円減額し、総額を2億9360万円とするものであります。以上、専決処分についてご説明申し上げましたのでご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はございませんか。ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本報告について報告通り承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第11、報告第1号専決処分報告については報告のとおり承認しました。

日程第12、報告第2号専決処分報告についてを議題とします。専決処分内容について説明を求めます。総務課長。

総務課長

報告第2号専決処分報告についてご説明致しますので議案書31ページをお開き下さい。令和2年度平取町一般会計補正予算について専決処分致しましたので地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し承認を求めますのでございます。33ページをお開き下さい。令和2年度平取町一般会計補正予算(第9号)は次に定めるところによるものであります。第1条歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ100万円を追加し歳入歳出予算の総額を78億6396万8千円にしたものです。第2項で歳入歳出予算の補正における款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。それでは「歳入歳出予算事項別明細書」の歳出から

ご説明致しますので37ページをお開き下さい。2款1項14目諸費7節報償費100万円の追加であります。この度の補正につきましては、10月10日に逝去されました名誉町民楠木初男氏の永年の功績を称えるため、平取町名誉町民に関する条例第6条の規定により弔慰金として100万円を支出したものであります。歳出については以上です。次に歳入につきましてご説明致しますので36ページをお開き下さい。20款1項1目繰越金繰越金100万円の増額です。これは只今ご説明致しました弔慰金でありまして、その補正財源は前年度繰越金を充当したものであります。歳入歳出予算事項別明細書につきましては以上です。本事案につきましてはその対応に緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により10月10日に町長による専決処分を行ったもので同条第3項の規定に基づき、その後にかかれた直近の議会である本臨時会において、これを報告し承認を求めようとするものであります。以上、報告第2号専決処分報告についてご説明申し上げましたのでご承認下さいますよう宜しくお願い致します。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本報告について報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第12、報告第2号専決処分報告については報告のとおり承認しました。

日程第13、議案第8号令和2年度平取町一般会計補正予算第10号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第8号令和2年度平取町一般会計補正予算(第10号)につきましてご説明致しますので17ページをお開き下さい。令和2年度平取町一般会計補正予算(第10号)は次に定めるところによるものとします。第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ370万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を78億6026万4千円にしようとするものです。第2項で歳入歳出予算の補正における款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によるものとしています。それでは「歳入歳出予算事項別明細書」の歳出からご説明致しますので21ページをお開き下さい。今回の補正については新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る事業費の補正と事業費確定による精算であります。上段、3款1項9目ふれあいセンター管理費10節需用費修繕料150万円の増額です。これは新型コロナウイルスからの接触感染の

防止を図るため、ふれあいセンターの内側自動ドア4ヵ所を非接触タッチ型の自動ドアに交換、改修するものであります。続いて下段、5款1項4目畜産業費10節需用費修繕料200万円の増額です。これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によりびらとり和牛の消費低迷が続いているため、紫雲古津、荷負、岩知志の3地区にある既設看板をリニューアルし、新たなびらとり和牛PR用看板を設置して消費拡大に努めるものであります。22ページをお開き下さい。上段、6款1項2目商工振興費18節負担金補助及び交付金870万円の減額です。これは新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した事業者を支援するため、1事業者当たり30万円を支給する事業であり、当初、その支給対象事業者数を100件、事業費にして3000万円を専決処分にて予算措置したものであります。この度、本事業に係る申請期間が終了しその支給件数は71件となり、事業費が2130万円で確定したことにより、その不用額870万円を減額補正(精算)するものであります。続いて下段、9款1項2目事務局費18節負担金補助及び交付金60万円の減額です。1つは大学生等修学支援事業給付金240万円の減額です。これは新型コロナウイルスの感染拡大の影響により保護者の収入又は学生本人のアルバイトなどの収入が減少し修学に支障のある大学生などを支援するため、1人につき5万円を支給する事業であり、当初、その支給対象者数を80人、事業費にして400万円を補正予算にて措置したものであります。この度、本事業に係る申請期間が終了し、その支給件数は32人となり、事業費が160万円で確定したことにより、その不用額240万円を減額補正するものであります。2つ目は大学生等住宅費支援事業給付金180万円の追加であります。これも同じく新型コロナウイルスの感染拡大による休校のため、大学などに通うことが出来ない状況であります。賃貸マンションやアパートなどの住居費を支払わなければならない大学生などに対して、その住宅費の一部を支援するため1人につき3万円を支給する事業であり、その支給対象者数を60人と見込み事業費にして180万円を追加するものであります。23ページをお開き下さい。上段、9款2項1目学校管理費80万2千円を増額するものです。内訳として17節備品購入費55万円の増額、18節負担金補助及び交付金25万2千円の増額であります。17節備品購入費については気温や湿度が下がるこれからの季節は、新型コロナウイルスの感染拡大の可能性が以前から指摘され、特に3密などの密閉空間を避けることが最も重要となるためブルーヒーターなどの大型暖房機器5台を購入し、また2段階換気などの工夫をしながら冬場の密閉期間における換気を強化するものであります。18節負担金補助及び交付金については新型コロナウイルスの感染が拡大し、11月7日に北海道の警戒ステージが「2」から「3」に引き上げられたことに伴い、11月16日から17日に予定しておりました小学校の修学旅行を急遽延期し、また旅行先についても感染が拡大している札幌・小樽方面から登別・洞爺方面に変更したことから、修学旅行に係る費用が

増加したため、その費用の一部を補助するものであります。続いて下段、9款3項1目学校管理費129万4千円を増額するものです。内訳として17節備品購入費157万4千円の増額、18節負担金補助及び交付金28万円の減額であります。17節備品購入費についても小学校費同様3密などの密閉空間を避けるため、ブルーヒーター4台とジェットヒーター4台などの大型暖房機器を購入し、更なる換気の強化に努めるものであります。また新型コロナウイルスの接触感染の低減を図るため、振内中学校に電話機6台を増設するものであります。18節負担金補助及び交付金については平取中学校の修学旅行の移動時における3密空間を避けるため、貸切バス1台を増車する費用として事業費28万円を補正予算にて措置しておりましたが今回、宿泊費などの費用が「GO TO トラベル」の対象となったことから、その財源を貸切バスの増車代金に充てることが可能となったため、その代金28万円を減額するものであります。歳出は、以上です。次に歳入につきましてご説明致しますので20ページをお開き下さい。上段、15款2項1目総務費国庫補助金総務管理費補助金新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金370万4千円の減額です。これは只今、歳出においてご説明致しましたとおり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る事業費の補正と事業費確定による精算に伴いまして370万4千円を減額するものであります。歳入歳出予算事項別明細書につきましては以上です。以上、議案第8号令和2年度平取町一般会計補正予算(第10号)についてご説明申し上げましたのでご審議の程宜しくお願い致します。

議長 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。4番中川議員。

4番 中川議員 確認したいことがありますのでお聞きしたいと思います。23ページの先ほど説明がありました学校備品の中でブルーヒーター、小学校の方は5台、中学校の方が4台、そして電話機、振内中学校に6台ということですが、まず電話機ですけども振内中学校ということでしたけども他の学校もこの整備全部終わっているのかどうか、この他にはもうないのかどうか。それとブルーヒーターの件ですけども、中学校には4台で小学校の方5台ということで、どうも数が合わないような感じがするんですけど、ここどういうふうになっているのかお聞きしたいと思います。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 それではただいまの質問にお答えしたいと思います。まず電話機ですけども今回、振内中学校6台ということで前回9月の補正のときに平取中学校の補正をさせていただいておりまして、中学校の方だけ増設というか台数を増

やすということにしています。小学校につきましては現在、平取小学校が4台、他の小学校は3台ということで設置しておりまして、この件につきましては学校の要望で、増設の要望がありましてそれで中学校の方をしております。小学校は基本的に日中、先生たち全部授業に出ているということで、残っているのは校長先生と教頭先生と事務職員ぐらいで、中学校の場合は先生まだ担任の先生だとか、教科担任なので多くの先生が残っているということもありまして中学校の方だけ増やしているということになります。それからブルーヒーターだとか暖房機の関係も学校の方に一応要望をとりまして必要な台数を確認しております。それで既に導入している学校もありますので、各学校の要望に基づいて今回、補正しておりますのでよろしくお願いいたします。

議長

よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

これで質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第13、議案第8号令和2年度平取町一般会計補正予算第10号は原案のとおり可決しました。

本臨時会に付されました事件の審議状況を報告いたします。議案8件で原案可決8件。報告2件で承認2件となっています。以上で全日程を終了しましたので令和2年第9回平取町議会臨時会を閉会いたします。

(閉会 午前10時20分)